

富山県民共生センター
指定管理者募集要項

2026（令和8）年8月
富山県知事政策局政策推進室
ジェンダーギャップ対策課

目 次

<u>A 公の施設に関する事項</u>	1
1 施設概要	1
(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 設置目的・管理運営方針等	1
(4) 施設の概要	1
(5) 設備・備品の内容	2
(6) 利用状況等	2
<u>B 募集に関する事項</u>	3
1 募集の趣旨	3
2 条件等	3
(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）	3
(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容	4
(3) 管理の基準	5
(4) 指定期間	5
(5) 県が支出する指定管理料の上限	5
(6) 利用料金制度について	8
(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担	11
(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について	12
(9) 定期報告書（月報）の提出	12
(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出	13
(11) 事業評価	14
(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について	14
(13) 県からの派遣職員について	14
(14) 必要な職員の配置	14
(15) 県による調査・指示等	15
(16) 県による指定管理者に対する評価	15
(17) 監査委員及び包括外部監査人による監査	15
(18) 施設管理の継続が適当でない場合における措置	16
(19) 自主事業の実施について	16
3 応募・選定手続き	16
(1) 募集	16
(2) 申請方法	17
(3) 質疑応答	19
(4) 説明会の開催について	19
(5) 審査方法及び審査基準	19
<u>C 指定管理者の指定及び協定の締結</u>	22
(1) 指定管理者の指定	22
(2) 協定の締結	22
<u>D その他</u>	22
(1) スケジュール	22
(2) その他留意事項	23
(3) 配付資料	23

富山県民共生センター指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県民共生センター（愛称：サンフォルテ）

(2) 所在地

富山市湊入船町6番7号

(3) 設置目的・管理運営方針等

富山県民共生センターは、男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与するため、本県の男女共同参画を推進するための拠点施設として設置されている。当センターでは、これまで、様々な事業を行ってきたが、依然として固定的な役割分担が根強い面があるなど、多くの課題がある。このようなことから、今後は、男女共同参画を効果的、効率的に進めるため、①NPO・ボランティアのリーダーを育成し、参画を進めるとともに、これらや関係機関との連携強化、②情報収集、情報提供機能の充実や一層の普及啓発、③利用率の向上及び効率的な事業運営に努めることとする。

(4) 施設の概要

- ① 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て
- ② 敷地面積 6,854.05㎡（行政財産使用許可部分14.95㎡含む）
- ③ 建物面積 7,640.87㎡（行政財産使用許可部分621.89㎡含む）
（1階部分2,825.63㎡、2階部分2,515.67㎡、3階部分1,426.93㎡、
4階部分764.74㎡、渡り廊下部分52.34㎡ 屋上部分55.56㎡）
- ④ 施設内容 ホール（350名収容）1室、研修室8室、調理実習室1室、
多目的スタジオ1室、OA研修室1室、和室1室、茶室1室、
生活体験実習室1室、図書室1室、託児室2室、授乳室1室、
団体交流室1室、印刷製本室1室、団体ロッカー室1室、
他 施設平面図のとおり
- ⑤ 入居団体
富山県消費生活センター、富山県消費者協会
ハローワーク富山新卒応援ハローワーク マザーズコーナー
富山県婦人会
富山県不妊専門相談センター・富山県女性健康相談センター・相談室
富山県人材活躍推進センター（分室）

(5) 設備・備品の内容

- ① 設備
- ② 備品

} 別紙富山県民共生センター指定管理者業務仕様書のとおり

(6) 利用状況等

過去の利用者数（人、千円）

年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
講座受講者数	5,880	5,437	5,526
ホール等利用回数	3,079	3,208	3,198
利用料金収入（税込）	24,891	26,809	26,887

*利用回数は、1日3区分（午前、午後、夜間）をそれぞれ1回とカウントしたもの

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県民共生センター条例（平成9年富山県条例第1号）等の趣旨に則り、富山県民共生センターの管理を効果的かつ効率的に実施するため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行う。

2 条件等

（1） 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

- ① 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。個人による申請はできません。）。
- ② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

- ③ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
 - ④ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
 - ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領（仕様書P36）の排除措置の該当事項に該当しないこと。
 - ⑥ 県内に事務所（注）を置き、又は置こうとする者であること。（指定期間の開始日から1箇月前までに設置すること。）
- ・ 上記①～⑥の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
 - ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
 - ・ 共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①～⑤については、共同体の全ての

構成員が満たす必要があります。⑥については、共同体を代表する法人等が満たす必要があります。

(注) ⑥で設置を求める「事務所」について

ここでいう事務所とは、地方税法上の事務所または事業所（＝自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所。なお、人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。）であり、富山県税条例第62条第1項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとします。（新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること）なお、事務所の設立時期については、「指定管理者の業務開始1ヶ月前までに設立すること」とします。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① 富山県民共生センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ② 男女共同参画の推進に関する相談業務
 - ③ 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供業務
 - ④ 男女共同参画の推進に関する調査研究業務
 - ⑤ 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研究会等の開催業務
 - ⑥ 男女共同参画の推進に資する活動を担う人材育成業務
 - ⑦ 男女共同参画の推進に関する活動を行う個人及び団体相互の連携促進に関する業務
 - ⑧ 職業生活における女性活躍の推進に関する業務
 - ⑨ 富山県民共生センター条例第9条第1項の規定による利用の承認に関する業務
 - ⑩ 富山県民共生センター施設利用料金の徴収に関する業務
 - ⑪ 富山県民共生センターの使用許可をしている団体等の光熱水費の徴収に関する業務
 - ⑫ その他別添仕様書に記載する業務
- ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

(第三者への再委託)

- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

(法令等の規制及び国・県等の指針・計画等)

- ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・ 指定管理期間内に長寿命化計画に基づく施設改修工事等が計画されているため、施設の利用や管理に影響がある場合があります。
- ・ 説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3) 管理の基準

- ① 休館日
 - ・ 月曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日
 - ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ② 開館時間
 - ・ 日曜日 午前9時から午後5時まで
 - ・ 日曜日以外の日 午前9時から午後9時まで

※ ただし、休館日、開館時間については、特に必要があると認めるときは知事の承認を得て臨時に変更することができます。

③ 管理の基準に関する提案について

- ・ 上記（3）①、②で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（5）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間（2027年4月1日～2030年3月31日）

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	2027年度～2029年度の合計額
指定管理料の上限額	389,028千円

- ・申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

（参考）管理に係る経費

	2027年度～2029年度の合計額
指定管理料の上限額	389,028千円
利用料金収入見込額	97,605千円
管理に係る経費	486,633千円

（参考）過去3年間の管理経費

（単位：千円）

年 度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
管理経費	150,937	157,936	157,000
内訳：人件費	56,402	59,890	55,783
施設管理費	40,723	41,042	38,725
うち光熱水費	34,077	34,083	31,290
企画事業費	15,548	15,645	16,952
その他	38,264	41,359	45,540

*管理経費には、各入居団体の個別の光熱費は含まれておりません。

*一部の企画事業において実費相当を徴収しています。

（2023年度305.5千円 2024年度243千円 2025年度284千円）

（賃金・物価スライド制度について）

- ・本募集に係る指定管理料については、人件費や物価等の客観指標の変動を適切に反映させるため、スライド制度を導入します。
- ・スライド制度は、あらかじめ定めた基準額および対象経費に基づき、毎年度、最新の客観的指標と前年度の客観指標の増減率〔（最新指標－前年度指標の差）〕を用いて、指定管理料の増減の上限額を算定し、その範囲内で指定管理料をスライドさせる仕組みです。
- ・指定管理者は、毎年度、所定の様式によりスライド上限額の算定及び増額の申請を行うことができます。
- ・県は、提出された算定結果と事業計画・実績等を確認のうえ、予算の範囲内でスライド額

を決定します。

- ・基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分についてスライド制度により調整するものとします。
- ・減額となる場合は、当該年度の最終の指定管理料支払時に控除するものとします。
- ・スライド制度は、指定管理期間を通じて継続的に適用することを前提としており、応募に当たっては、本制度の内容を理解したうえで事業計画及び収支計画を作成してください。
- ・制度の詳細（対象経費、算定方法、様式等）については、「スライド制度手引き」を参照してください。

② 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4月	10月	1月	4～5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・指定管理料は精算する必要はありません。

③ 留意事項

- ・指定期間における指定管理料は、スライド制度に基づく増額を除き、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

（修繕について）

- ・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

（修繕費の上限額）

年 度	2027年度	2028 年度	2029 年度
上限額	4,269千円	4,269 千円	4,269 千円

- ・修繕に係る費用については、毎月指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

（参考）過去3年間の修繕の件数（1件100万円未満）

年 度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
件 数	26件	33件	27件
支出額	3,917,870円	4,061,739円	4,061,970円
主な 修繕内容	修繕内容は仕様書「修繕一覧表」のとおり		

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。）については、県が購入することとします。
- ・ ただし、図書等の購入については、事前に県と協議していただき、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします（1件当たりの上限額：100万円未満）。なお、図書等は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(備品購入費の上限額)

年 度	2027年度	2028 年度	2029 年度
上限額	1,889千円	1,889 千円	1,889 千円

- ・ 図書等の購入に係る費用については、毎月、指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出することは出来ません。
- ・ なお、1件100万円以上の備品については、県で購入することとします。

(参考) 過去3年間の備品購入の件数（1件100万円未満）

年 度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
件 数	602件	629件	683件
支出額	1,732,234円	1,757,155円	1,777,308円
主な内容	図書等購入		

(6) 利用料金制度について

- ・ 富山県民共生センターについては、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用します。
- ・ 富山県民共生センターの利用料金の額について提案してください。
- ・ 利用料金については富山県民共生センター条例第10条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります
- ・ 当該年度に次年度の利用申込を受付ける場合、当該利用に係る利用料金について

は次のとおり取扱うこととします。

①利用者の利用料金は、当該利用者が当該施設を利用する年度の収入とします。

②当該年度（利用料金を徴収した年度）と次年度の指定管理者が異なる場合は、「当該年度に徴収した（次年度の）利用料金」は、次年度の指定管理者の収入として引継ぐこととします。なお、この場合、徴収する次年度の利用料金額は、次年度の指定管理者が知事の承認を得て決定する額となります。

- ・ 年間利用料金収入見込額は、32,535千円/年とします。
- ・ 現行の料金体系、減免基準は次のとおりです。

現行の利用体系

（ア）専用利用料金

種別		利用時間区分による金額（円）						超過時間 1 時間の金額 （円）
		午前 9 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午前 9 時 から 正 午 まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	
ホール（楽屋等を含む。）		49,350	41,150	20,600	41,150	24,700	20,600	6,900
小研修室	研修室 301	6,600	5,500	2,800	5,500	3,350	2,800	950
	研修室 302	6,600	5,500	2,800	5,500	3,350	2,800	950
	研修室 306	9,050	7,550	3,800	7,550	4,550	3,800	1,300
大研修室	研修室 303	23,650	19,750	9,900	19,750	11,850	9,900	3,350
	研修室 304	21,950	18,300	9,150	18,300	11,000	9,150	3,050
	研修室 305	14,450	12,050	6,050	12,050	7,300	6,050	2,050
	研修室 307	36,950	30,800	15,400	30,800	18,500	15,400	5,150
	研修室 308	21,850	18,200	9,100	18,200	10,950	9,100	3,050
調理実習室		25,700	21,450	10,700	21,450	12,850	10,700	3,600
多目的スタジオ		24,050	20,050	10,050	20,050	12,050	10,050	3,400
〇 A 研修室		17,100	14,250	7,150	14,250	8,550	7,150	2,400
和室		16,150	13,500	6,800	13,500	8,100	6,800	2,300

備考

ホールの利用者が入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に掲げる金額（以下「通常利用料金」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。ただし、知事が別に定める要件を備える者の利用で、知事の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 入場料等（その種類が2以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。以下この項において同じ。）が1,000円を超え2,000円以下の場合 通常利用料金の30パ

ーセントに相当する額

(2) 入場料等が 2,000 円を超え 3,000 円以下の場合 通常利用料金の 50 パーセントに相当する額

(3) 入場料等が 3,000 円を超える場合 通常利用料金の 80 パーセントに相当する額

(4) 仕込み若しくはリハーサル又は展示品の搬入若しくは搬出のためにホールを利用する場合の利用料は、通常利用料金の 30 パーセントに相当する額とする。

(イ) 専用以外の利用料金

区分	単位	金額
多目的スタジオ	1 人につき 2 時間	310 円

(ウ) 付属設備

区分	品名		単位	金額 (円)
楽器	ピアノ		1 台	1,540
舞台 設備	譜面台		1 台	280
映写 設備 及び 視聴 覚機 器	ビデオプロジェクター (スクリーン付)		1 式	2,980
	スクリーン		1 張	880
	スクリーン (移動式)		1 張	770
	DVD プレーヤー		1 台	2,200
	デジタル配信設備セット (カメラ 1 台付)		1 式	2,580
照明 設備	A セット	ボーダーライト、ホリゾントライト、サスペンションライト、センターライト及びサイドライト	1 式	6,940
	B セット	ボーダーライト、センターライト及びサイドライト	1 式	3,410
	アッパーホリゾントライト		1 列	1,320
	ロアーホリゾントライト		1 列	1,320
	ボーダーライト		1 列	1,440
	サスペンションライト		1 式	1,660
	センターフォロースポットライト		1 台	1,050
音響 設備	拡声装置 (マイク付・ホール用)		1 式	2,760
	拡声装置 (マイク付)		1 式	2,540
	ダイナミックマイクロフォン		1 本	730
	コンデンサーマイクロフォン		1 本	1,050

ワイヤレスマイクロフォン	1 チャン ネル	1,360
C Dプレーヤー（ホール用）	1 台	1,660

備考

- 1 利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収することができる。
- 2 この表に掲げる金額は利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算する。

現行の減免基準

知事が減免することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 富山県民共生センターグループ・団体登録実施要領により、グループ・団体登録を行った者が、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする非営利の事業、研修等のために利用する場合
 - ・・・施設利用料金の2分の1の額（付属設備を除く）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき
 - ・・・施設利用料金の2分の1の範囲内で知事が別に定める額

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・図書等の購入（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件100万円以上）、備品の購入（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）
男女共同参画推進事業の実施	○	
施設の利用の承認	○	
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制	○	

導入施設)		
使用許可団体の光熱水費の徴収事務	○	
その他仕様書に記載する業務	○	

(※1) 1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

(※2) 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

(※3) 人件費・物価等の一般的な変動により経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

(※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

(※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- (記載内容) ア 施設等の維持管理業務の実施状況
 イ 男女共同参画推進事業の実施内容及び実績（日時、参加人数等）
 ウ 利用者等からの苦情及びその対応状況
 エ 施設の安全管理のために実施した取組み
 オ 毎月の施設利用者、利用料金収入額等施設の利用状況に関する事項
- (添付書類) 事業により作成した冊子等成果物

② 提出期限

毎月10日まで

③ 提出方法

ジェンダーギャップ対策課へ1部提出（郵送またはメール）
 メールは提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(提出先)

ジェンダーギャップ対策課

電子メール：aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp 電話：076-444-3257

※この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容)

ア 富山県民共生センターの管理の業務の実施状況

- ・再委託業務の実施状況
- ・修繕実施状況
- ・備品購入状況
- ・燃料等の使用実績
- ・指定管理者が実施した自主事業の実施状況
- ・安全対策の実施状況（施設の安全管理上、特に実施した取組み等）
- ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
- ・その他、管理の業務の実施状況（利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修など管理の業務に関して実施した事項等）

イ 男女共同参画事業の実施状況

- ・企画事業（仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務（＝いわゆるソフト事業））の実施状況
- ・指定管理者が実施した自主事業の実施状況

ウ 富山県民共生センターの利用の状況に関する事項

- ・利用者数（月別利用状況、利用者数の増減理由）
- ・利用料金（月別収入状況、収入の増減理由）

エ 富山県民共生センターの管理業務に係る収支状況

オ 県民サービスの向上の実施状況

カ 事業評価の実施状況（事業評価の方法、事業評価の結果、事業評価結果の反映）

キ 当該年度の施設管理の総括

(添付書類)

- i 再委託契約書（写）
- ii 職員配置図
- iii その他県が必要と認める書類等

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法

ジェンダーギャップ対策課に２部提出（郵送またはメール）

メールは提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

（提出先）

ジェンダーギャップ対策課

電子メール：aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp 電話：076－444－3257

（11）事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

（12）現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

（雇用の提案を求める職員）

職員	職種	業務内容	有する資格・技能等
職員A	事務職	啓発事業、情報システム、広報等	図書館司書
職員B	事務職	予算、決算、維持管理、啓発事業等	
職員C	事務職	啓発事業、図書室運営等	
職員D	事務職	啓発事業、広報等	
職員E	事務職	啓発事業、グループ・団体登録等	
職員F	事務職	啓発事業、維持管理等	
職員G	相談員	チャレンジ相談、就業支援講座等	
職員H	相談員	相談カウンセリング	
職員I	相談員	相談カウンセリング	

（13）県からの派遣職員について

- ・ 公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

（14）必要な職員の配置

① 館長の配置

富山県民共生センター管理の業務の責任者として、以下のすべての要件を満たす館長1名を配置してください。

ア 男女共同参画について理解と見識を有する者

- イ 申請団体において管理的業務に従事していること
- ウ 週30時間以上富山県民共生センターで勤務できること
- エ 2(1)②ア～オ、③のいずれにも該当しないこと

② 職員の配置

男女共同参画に関する相談業務、情報提供、調査研究、人材育成のための各種事業それぞれについて、実施した実績がある者を配置してください。

③ 図書館司書の配置

男女共同参画に関する図書知識を有し、男女共同参画に関する問い合わせや相談等にアドバイスできる図書館司書を1名配置してください。

※ やむを得ない事情により館長が交代する場合は、館長が不在となる期間を作らないように、県の承認を得てすみやかに上記要件に即した新たな館長を配置してください。

※ ②、③についても、指定管理者として指定された場合は、その指定期間について継続して配置していただく必要があります。

※ 職員が各要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

(15) 県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(16) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | | |
|---|------------------|
| ① | 利用者数・収入の増減に対する評価 |
| ② | サービス向上に向けた取組み |
| ③ | 利用促進（収入増）に向けた取組み |
| ④ | 利用者のニーズ把握や苦情への対応 |
| ⑤ | 個人情報保護の取組み |
| ⑥ | 関係団体との連携 |
| ⑦ | 施設・設備の維持管理 |
| ⑧ | 危機管理・安全管理などの取組み |
| ⑨ | その他必要と認められる事項 等 |

(17) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(18) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記(15)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することが出来なかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(19) 自主事業の実施について

- 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。
なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。
 - ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
 - ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - ・ 収支計画上、県が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することは出来ないこと
 - ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - ・ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付していただきます。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

2026（令和8）年 8月28日（金）から9月11日（金）

② 配布場所

富山県知事政策局政策推進室ジェンダーギャップ対策課

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3257 FAX：076-444-3479

HPアドレス

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書 (別紙様式1)

イ 事業計画書 (別紙様式2)

ウ 収支計画書 (別紙様式3)

エ 誓約書 (別紙様式4)

オ 団体等の概要 (別紙様式5)

(会社概要、パンフレット等がある場合は添付)

カ 館長予定者経歴書 (別紙様式6)

キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ク 法人の登記事項証明書

ケ 申請者が属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)

コ ケの書類を作成していない場合は、法人(団体)の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

シ 法人等の役員名簿 (別紙様式7)

ス 法人等の組織図

セ 共同体として申請する場合は、

- ・ 共同体の構成員及び代表者がわかる書類
- ・ 共同体の協定書
- ・ 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
- ・ 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

(共同体の場合は、オ、キ～ス、タに関する書類をその全構成員について提出すること)

ソ 富山県民共生センターに類する施設の管理運営業務の実績がある場合にはその内容が分かる書類(過去3ヵ年程度の主なもの、共同体の場合は、構成員の実績でも可)

タ 納税証明書(富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)

※ 法人にあつては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について、提出してください。

② 提出部数 10部(正本 1部、副本 9部)

③ 申請先及び申請方法

- ・ 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。
- ・ なお、FAXでの申請は認めません。

(申請書提出先)

富山県知事政策局政策推進室ジェンダーギャップ対策課
〒930-8501
富山市新総曲輪1-7
電話：076-444-3257 FAX：076-444-3479

④ 申請書受付期間

- ・ 2026（令和8）年10月9日（金）から10月16日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）
郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時15分までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

- ・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。
ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることは出来ません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・ 申請書類、プレゼンテーション資料に第三者（申請者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

①質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に F A X 又は電子メールにより、提出してください。
- ・ 質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、F A X 番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・ 回答期日に（４）説明会に出席された方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を F A X 又は電子メールで連絡します。

②質問受付期間

- ・ 2026（令和8）年9月18日（金）から9月29日（火）午後5時15分まで

③質問への回答日

- ・ 2026（令和8）年10月1日（木）

(4) 説明会の開催について

- ・ 説明会へ参加される場合は、事前に別紙様式9「説明会参加申込書」により、2026（令和8）年9月14日（月）午後5時15分までに、富山県ジェンダーギャップ対策課あてに F A X（076-444-3479）または電子メールでご連絡ください。なお、参加者は1申請者につき3名までとします。
- ・ 説明会に参加されない法人等は、指定管理者の申請をすることはできません。
- ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等からの参加が必要です。
- ・ 説明会の当日は、募集要項等の配布資料及び参加者の身分が証明できる書面を持参してください。

【募集概要説明会】

- ① 日時 2026（令和8）年9月17日（木）午前10時から
- ② 場所 富山県民共生センター（サンフォルテ）3階大会議室
〒930-0805 富山市湊入船町6-7
電話：076-432-4500

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県民共生センター指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。（パワーポイントの使用も可。）なお、審査への出席は1申請者につき3名までとします。

<パワーポイントを使用する場合の留意事項>

プロジェクター（ウィンドウズ対応）、スクリーン及びパソコンを準備しますので、U S B メモリ等を持参してください。なお、操作の不具合等に備え、申請者所有のパソコン（RGB 端子を有するもの）を念のため準備してください。

- ・ 応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することが出来なくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が、施設の設置目的や県の運営方針と合致しているか	10
	【施設および設備の維持管理業務の考え方】 b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか	5
	【男女共同参画推進事業の実施に関する考え方と企画内容】 c 県民の社会的・地域的ニーズに応える魅力的な内容か d 市町村や関係団体等との連携による事業運営に配慮されているか e 広報計画について具体的な方策を有しているか f 実現性があるか、過去の実績があるか	20
	【事業の運営に関する考え方】 g 利用者サービス向上や利用者増に向けた取組み内容は適切か（県が定めた利用料収入見込額（数値目標）に関わらず、より意欲的な計画を定めているか） h DXによるサービスの向上が工夫されているか i 事業評価の方法が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか j 安全管理対策、緊急時の対応、個人情報の保護対策等については適正か	20
	小 計	55

3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策等】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか c 経費の縮減がなされているか<算式> (申請者の得点) $= (\text{最低提示額}) / (\text{申請者の提示額}) \times (\text{配点})$ ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います。	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20
	小 計	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行える経営基盤を有しているか b 類似施設を良好に運営した実績があるか	10
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 適切な館長の配置がなされているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	15
	小 計	25
合 計		100

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目	1 県民の平等な利用の確保	2 施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	合計
申請者					
(株)〇〇社					
(有)△△社					

(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)○○○○ (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・ 選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月28日(金)	募集要項の公表
8月28日(金)～9月11日(金)	募集要項の配布
9月17日(木)	説明会の開催
9月18日(金)～9月29日(火)	質問の受付
10月1日(木)	質問への回答
10月9日(金)～10月16日(金)	申請書受付期間

1 0 月下旬	選定委員会による審査
1 1 月上旬	指定管理者候補予定者の選定
1 1 月上旬～	指定管理者候補予定者との協議
1 1 月議会	指定管理者の指定に関する議決
	指定管理者の指定
	指定管理者との協定書の締結
2 0 2 7 年 4 月 1 日	指定管理者による公の施設の管理開始

（２）その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

（３）配付資料

- ① 当募集要項
- ② 仕様書
- ③ 施設平面図
- ④ 修繕一覧表
- ⑤ 備品一覧表
- ⑥ サンフォルテ情報システム・施設使用料会計システム・予約システムの機能概要
- ⑦ 富山県民共生センターへの入居に伴う光熱水費等について
- ⑧ 富山県民共生センター 2 0 2 5（令和 7）年度研修室等稼働率
- ⑨ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領
- ⑩ 富山県民共生センター条例等
- ⑪ 富山県民共生センター グループ・団体登録実施要領
- ⑫ 県民共生センター「サンフォルテ」利用案内
- ⑬ 県民共生センター「サンフォルテ」相談室利用案内
- ⑭ 様式集
- ⑮ スライド制度手引き

問い合わせ先

富山県知事政策局政策推進室ジェンダーギャップ対策課

（事務担当：野村、小林）

TEL：076-444-3257 FAX：076-444-3479

MAIL：aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp